



令和4年(確定)及び令和5年(3月末)の労働災害発生状況について

号別	業種別	秋田労働局(県内)				秋田労働局(県内)						秋田署管内					
		年別				令和4年		令和5年		前年増減		令和4年		令和5年		前年増減	
		災害別				1月~3月		1月~3月				1月~3月		1月~3月			
		死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率	死亡	休業4日以上	死亡	休業4日以上	件数	百分率
	全業種合計	7	1,220	14	3,117	1	347	4	452	105	30.3%		138	1	212	74	53.6%
	うち新型コロナウイルスを除く	7	1,120	14	1,155	1	307	4	285	-22	-7.2%		110	1	131	21	19.1%
	うち新型コロナウイルスによる		100		1,962		40		167	127	317.5%		28		81	53	189.3%
1	製造業	2	218	2	321		58		58	0	0.0%		16		29	13	81.3%
2	鉱業 (鉱山法適用を除く)		3		321				1	1	-					0	-
3	建設業	4	227	8	304		39	1	40	1	2.6%		5		11	6	120.0%
	土木工事業		73	3	119		14	1	12	-2	-14.3%		1		5	4	400.0%
	建築工事業	3	123	3	117		19		20	1	5.3%		2		4	2	100.0%
	鉄骨・鉄筋家屋建築		18		12		5		5	0	0.0%		0		2	2	-
	木造家屋建築	3	77	3	78		14		9	-5	-35.7%		2		1	-1	-50.0%
	その他の建設業	1	31	2	68		6		8	2	33.3%		2		2	0	0.0%
4	運輸交通業		113		132		38		33	-5	-13.2%		17		15	-2	-11.8%
5	貨物取扱業		1		2		1			-1	-100.0%		1			-1	-100.0%
6-2	林業	1	37	2	32	1	6	1	4	-2	-33.3%				1	1	-
8	商業		192	1	256		74	1	62	-12	-16.2%		28	1	30	2	7.1%
13	保健衛生業		214		1,801		73		203	130	178.1%		39		99	60	153.8%
14	接客娯楽業		52		63		19		12	-7	-36.8%		7		5	-2	-28.6%
15	清掃・と畜業		32	1	35		11		14	3	27.3%		7		12	5	71.4%
	上記以外の事業		131		171		28	1	25	-3	-10.7%		18		10	-8	-44.4%

■ 秋田労働局 第14次労働災害防止計画(14次防)がスタートします！

本年は第14次労働災害防止計画(14次防)のスタートの年になります。

計画期間は2023年4月1日から2028年3月31日まで、計画目標は「秋田労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、指標(アウトプット指標、アウトカム指標)を定め、計画期間内に達成することを目指す」となります。

14次防では、労働災害防止のための具体的な取組事項を定めており、労働者の協力のもと事業者が実施する取組の進捗状況を「アウトプット指標」と定め、その達成により期待される事項を「アウトカム指標」としています。

今回は建設業のアウトプット指標、アウトカム指標をご紹介します。

死亡災害の撲滅及び労働災害の減少に向け、引き続き安全衛生対策の推進をお願いします。

アウトプット指標

墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。

アウトカム指標

建設業の死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

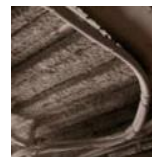
具体的取組事項

- ① 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの周知について、集団指導及び個別指導等のあらゆる機会に実施する。
- ② 熱中症及び騒音障害防止に係る対策について、各ガイドラインに基づく指導を実施する。
- ③ 建設工事関係者との連絡会議を開催し、安全衛生に配慮した発注等について協議する。

■ 石綿の有無の事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります！

建築物などの解体・改修・各種設備工事を行う施工業者(元請業者)は、工事規模にかかわらず石綿についての事前調査を行う必要があり、また、一定規模以上の工事の場合は事前調査結果を労働基準監督署と都道府県等に報告する必要があります。

この事前調査について、令和5年10月1日着工の工事からは「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります。詳細は裏面をご確認ください。



事前調査は、 「建築物石綿含有建材調査者」 が行う必要があります！

令和5年10月1日
着工の工事から！！

- ※
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
 - ・一般建築物石綿含有建材調査者
 - ・一戸建て等石綿含有建材調査者
(一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定)
 - ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
<https://www.lshiwata.mhlw.go.jp/>



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種お手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について



石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能」を参照ください。

GビズIDについて



GビズIDトップ画面「ログインマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。



事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

▼ 工事の対象	▼ 工事の種類	▼ 報告対象となる範囲
すべての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む)	解体 改修(※1)	解体部分の床面積の合計が80㎡以上 請負金額が税込100万円以上
特定の工作物(※3)	解体・改修(※2)	請負金額が税込100万円以上

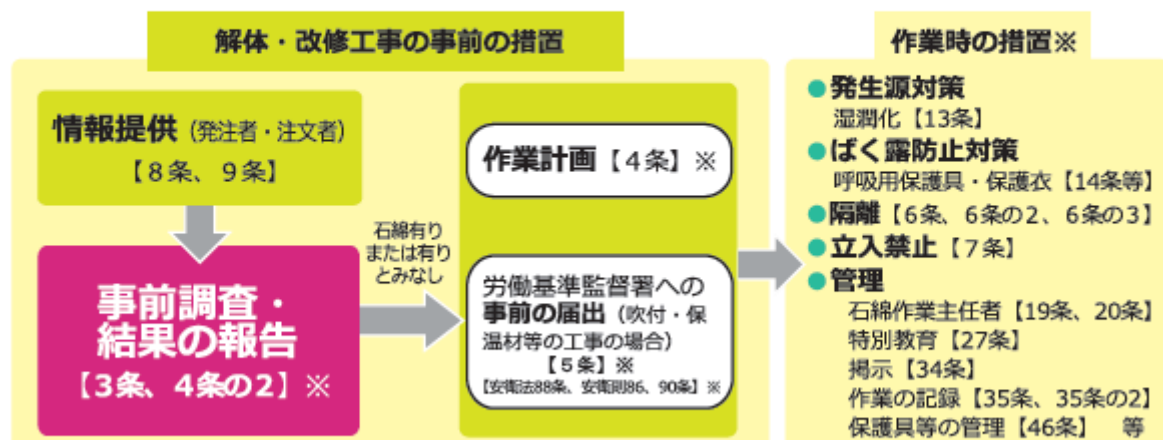
材料費も含めた工事全体の請負代金

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔(穴開け)等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです(なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です)。
- ▶ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く)
 - ▶ 焼却設備、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
 - ▶ 発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
 - ▶ トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ▶ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板



事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合(または有りとみなす場合)は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。 ※は罰則規定のあるもの。建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。